

議案第39号

西脇市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月2日

西脇市長 片山象三

(理由)

人事院規則の改正に伴い、災害応急作業等手当の額について、所要の改正を行う必要があるため。

西脇市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

西脇市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年西脇市条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
種類	支給区分	支給額	備考
3 災害応急作業等手当	(略)	日額 1,440円	1 作業が日没時から日出時までの間に行われた場合（2に該当する場合は除く。）は、左記の額に720円を加算する。 2 作業が著しく危険であると市長が認める場合は、左記の額に1,440円を加算する。
3 災害応急作業等手当	(略)	日額 1,080円	1 作業が日没時から日出時までの間に行われた場合（2に該当する場合は除く。）は、左記の額に540円を加算する。 2 作業が著しく危険であると市長が認める場合は、左記の額に1,080円を加算する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の西脇市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和8年4月1日から適用する。